平成２４年（フ）第１１８号
岡山市東区宍甘650番地　岸本アパート６号
債務者　笠谷　孝子
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５７号
岡山市北区御津矢原297番地１　成広矢原コーポＶ207号
債務者　米谷ファビオカズミ
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７号
大分県宇佐市安心院町鳥越889番地の３、申立時の住所大分県宇佐市院内町平原281番地
債務者　藤原　　太
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月10日午後３時
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２４年（フ）第８２３９号
東京都大田区鵜の木１丁目６－１－203
債務者　古賀　京子
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８２５５号
東京都大田区西糀谷３丁目25―15―203
債務者　伊藤　美桂
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８２８５号
東京都板橋区赤塚６丁目40―17―106
債務者　小坂　共美
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第３８０号
香川県さぬき市寒川町石田西2899番地
破産者　安藤ヒロコ
1　決定年月日　平成24年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産法218条１項１号を類推適用した本件申立を相当と認める。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２６５号
長崎県佐世保市大野町201番地１　大野宿舎Ａ403、旧住所長崎県佐世保市泉町３番８号安田ハイツＡ302
破産者　武富　健一
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第５２２号
札幌市北区篠路７条４丁目３番８号　ノースシティＳＡＫＡＩ
破産者　松ケ平幸雄
1　決定年月日　平成24年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９６２号
長野県飯山市南町１丁目５番地、開始決定時の住所札幌市豊平区中の島１条６丁目３番１―301号
破産者　宮島　正義
1　決定年月日　平成24年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１６号
静岡県田方郡函南町肥田932番地
破産者　白井　政孝
1　決定年月日　平成24年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２１７号
静岡県田方郡函南町肥田932番地
破産者　白井　順子
1　決定年月日　平成24年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１７８８号
名古屋市名東区にじが丘２丁目７番地　アーバンラフレ虹ケ丘西３号棟101号
破産者　ＤＭＪこと　廣橋　　淳
1　決定年月日　平成24年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２１２号
名古屋市南区道徳北町３－６　マンション鬼頭703号、住民票上の住所名古屋市南区豊２丁目26番２号　アイビーマンション内田橋南302号
破産者　山田　　清
1　決定年月日　平成24年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０９０号
愛知県春日井市柏井町５丁目182番地１
破産者　眞﨑　和則
1　決定年月日　平成24年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１３号
福岡県柳川市大和町徳益254番地１　Ｔｉａｒａ106号
破産者　野田　秀臣
1　決定年月日　平成24年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係